

株主各位

令和8年6月10日

大阪市淀川区西中島三丁目9番15号
大鉄工業株式会社
代表取締役社長 半田真一

第85期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第85期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますようお願い申し上げます。同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、令和8年6月24日（水曜日）午後5時15分までに到着するよう、ご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 令和8年6月25日（木曜日）午前10時
2. 場 所 大阪市淀川区西中島三丁目9番15号 当社2階会議室
3. 目的事項

- 報告事項
1. 第85期（令和7年4月1日から令和8年3月31日まで）事業報告および計算書類報告の件
 2. 会計監査人および監査役会の第85期計算書類監査結果報告の件

決議事項

- | | |
|-------|--------------------|
| 第1号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第2号議案 | 剰余金処分の件 |
| 第3号議案 | 取締役15名選任の件 |
| 第4号議案 | 取締役および監査役の報酬制度改定の件 |

以 上

- ◆
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎総会当日の受付開始時刻は午前9時を予定しております。
- ◎駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。
- ◎本招集ご通知において提供すべき書類のうち、計算書類の個別注記表につきましては法令および定款第13条に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.daitetsu.co.jp/company/stockholder.html>）に掲載させていただきます。なお会計監査人および監査役が監査した計算書類は、本招集ご通知添付書類に記載の各書類のほか、上記当社ウェブサイトに掲載している事項となります。
- ◎株主総会参考書類ならびに事業報告および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（同上）に掲載させていただきます。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

従来、附帯関連する事業として実施していた金属くずの処理について、これを事業として明記し、適正な回収および取扱いならびにリサイクルや環境への配慮を明確にするため、当社現行定款第2条（目的）について、所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します）

現行定款	変更案
第1章 総則	第1章 総則
（目的）	（目的）
第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	第2条 同左
1.	1.
～ (条文省略)	～ (現行どおり)
6.	6.
(新設)	<u>7. 鉄スクラップ、非鉄スクラップその他金属くずの収集、運搬、加工、保管及び売買</u>
<u>7. 前各号に附帯関連する事業</u>	<u>8. 前各号に附帯関連する事業</u>

第2号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分に関しましては、次のとおりとさせていただきますと存じます。

剰余金の配当に関する事項

安定した配当を継続するとともに、今後の経営環境を勘案し内部留保の充実を図るため、以下のとおり剰余金の配当をさせていただきますと存じます。

①配当財産の種類

金銭

②配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき6円 総額56,409,156円

③剰余金の配当が効力を生じる日

令和8年6月26日

第3号議案 取締役15名選任の件

取締役全員13名は、本總會終結の時をもって任期満了となります。経営体制の一層の強化を図るため、取締役2名を増員し、取締役15名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	はんだ しんいち 半田 真一 昭和34年11月14日生	昭和57年4月 日本国有鉄道入社 平成24年6月 西日本旅客鉄道株式会社執行役員和歌山支社長 平成26年6月 同社執行役員鉄道本部施設部長 平成28年6月 同社取締役兼常務執行役員鉄道本部副本部長、鉄道本部安全推進部長 平成30年1月 同社取締役兼常務執行役員鉄道本部副本部長、鉄道本部安全推進部長、鉄道本部施設部長 平成30年2月 同社取締役兼常務執行役員鉄道本部副本部長、鉄道本部安全推進部長 令和元年6月 広成建設株式会社代表取締役社長 令和5年6月 当社代表取締役社長兼執行役員 現在に至る (重要な兼職の状況) 株式会社ジェイアール西日本ビルト取締役	23,000株
※ 2	はるな こういち 春名 幸一 昭和38年9月25日生	平成元年4月 西日本旅客鉄道株式会社入社 平成22年6月 同社総合企画本部担当部長 平成27年6月 同社執行役員東京本部副本部長 平成29年6月 同社執行役員総合企画本部副本部長 平成30年6月 同社執行役員創造本部副本部長 令和3年6月 同社理事創造本部副本部長 令和4年6月 同社執行役員地域まちづくり本部副本部長 令和5年6月 同社専務執行役員地域まちづくり本部副本部長 令和6年6月 同社代表取締役副社長兼執行役員地域まちづくり本部長 現在に至る	0株
3	むらた いちろう 村田 一郎 昭和40年8月28日生	平成元年4月 西日本旅客鉄道株式会社入社 平成21年6月 同社新幹線管理本部施設課長 平成23年6月 同社鉄道本部施設部担当部長 平成25年6月 同社構造技術室担当室長 平成26年6月 同社鉄道本部施設部企画課勤務(株式会社レールテック出向) 平成30年6月 同社構造技術室長 令和2年6月 同社技術理事鉄道本部構造技術室長 令和5年6月 同社理事山陽新幹線統括本部長 令和7年6月 当社取締役兼常務執行役員土木本部長 現在に至る	8,000株

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
4	<p style="text-align: center;">なか まさひこ 仲 雅彦</p> <p>昭和35年6月20日生</p>	<p>昭和60年4月 株式会社京都銀行入行 平成24年6月 同行取締役公務部長 平成25年6月 同行取締役審査部長 平成26年4月 同行取締役融資審査部長兼融資審査部融資戦略室長 平成26年6月 同行取締役融資審査部長 平成27年6月 同行常務取締役 平成29年6月 同行専務取締役 令和元年6月 同行常任監査役 令和5年6月 株式会社京都総合経済研究所（現 株式会社京都総研コンサルティング）代表取締役社長 令和7年6月 株式会社京都総研コンサルティング顧問、当社取締役 現在に至る</p> <p>（重要な兼職の状況） 株式会社京都総研コンサルティング顧問</p>	0株
5	<p style="text-align: center;">えぞえ さとる 江副 哲</p> <p>昭和47年12月9日生</p>	<p>平成9年4月 株式会社鴻池組入社 平成23年12月 弁護士登録 弁護士法人匠総合法律事務所入所 同大阪事務所代表弁護士 令和2年4月 弁護士法人One Asia参画（大阪オフィス開設） 同社員弁護士 同大阪オフィス（現 One Asia法律事務所大阪オフィス）代表 弁護士 令和7年6月 当社取締役 現在に至る</p> <p>（重要な兼職の状況） 弁護士法人One Asia社員弁護士（One Asia法律事務所大阪オフィス代表弁護士）</p>	0株
6	<p style="text-align: center;">せがわ のりふみ 瀬川 律文</p> <p>昭和43年5月25日生</p>	<p>平成5年4月 西日本旅客鉄道株式会社入社 平成22年7月 同社鉄道本部施設部企画課担当課長 平成24年6月 同社近畿統括本部施設課担当課長 平成26年6月 同社近畿統括本部施設課長 平成29年6月 同社鉄道本部施設部保線課長 令和元年6月 同社広島支社副支社長 令和3年6月 同社鉄道本部施設部長、当社取締役 令和5年6月 同社理事鉄道本部施設部長、当社取締役 令和7年6月 当社取締役兼常務執行役員安全・企画推進本部長 現在に至る</p>	8,000株

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
7	ふじた まきや 藤田 昌也 昭和40年6月22日生	昭和63年4月 西日本旅客鉄道株式会社入社 平成20年6月 同社建設工事部課長 平成21年6月 同社建設工事部勤務(ジェイアール西日本コンサルタンツ株式会社出向) 平成23年6月 同社建設工事部担当部長 平成27年6月 同社鉄道本部施設部企画課勤務(当社出向) 当社執行役員建築本部建築部長 平成28年6月 同社鉄道本部施設部企画課勤務(当社出向) 当社執行役員建築本部建築部長兼設計部長 平成30年6月 同社鉄道本部施設部企画課勤務(当社出向) 当社執行役員建築本部建築部長 令和3年6月 同社鉄道本部施設部企画課勤務(当社出向) 当社執行役員建築本部副部長兼建築部長 令和4年6月 同社鉄道本部施設部企画課勤務(当社出向) 当社取締役兼執行役員建築本部長 令和6年6月 同社鉄道本部施設部企画課勤務(当社出向) 当社取締役兼常務執行役員建築本部長 現在に至る	3,000株
※ 8	いしはら としのぶ 石原 利信 昭和39年12月11日生	平成2年4月 西日本旅客鉄道株式会社入社 平成27年7月 同社建設工事部課長 平成29年6月 同社建設工事部次長 令和3年6月 同社大阪工事事務所長 令和5年6月 同社技術理事鉄道本部構造技術室長 令和6年6月 同社執行役員金沢支社長 現在に至る	0株
9	ほりかわ せいじ 堀川 誠二 昭和39年3月28日生	昭和62年4月 当社入社 平成23年11月 当社建築本部建築営業部長 令和4年6月 当社建築本部副部長兼建築営業部長 令和5年6月 当社執行役員建築本部副部長兼建築営業部長 令和6年6月 当社取締役兼執行役員営業統括本部長兼建築本部副部長 現在に至る	5,000株
10	はしはら まさとし 橋原 正年 昭和46年6月11日生	平成6年4月 当社入社 令和元年6月 当社北陸支店総務部長 令和4年6月 当社人事部長兼技術研修センター長 令和6年6月 当社コーポレート統括本部人事部長 令和7年6月 当社取締役兼執行役員コーポレート統括本部長 現在に至る	5,000株

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
※ 11	せりかわ よしふみ 芹川 至史 昭和46年4月5日生	平成8年4月 西日本旅客鉄道株式会社入社 平成29年7月 同社総合企画本部課長 令和2年6月 同社総合企画本部地域交通企画室課長 令和3年6月 同社総合企画本部地域共生部課長 令和4年6月 同社鉄道本部施設部企画課長 令和4年10月 同社鉄道本部施設部担当部長 令和6年6月 同社近畿統括本部和歌山支社副支社長 令和7年6月 同社鉄道本部施設部企画課勤務（当社出向） 当社執行役員北陸支店副支店長 現在に至る	0株
※ 12	せきや けんじ 関谷 賢二 昭和45年4月25日生	平成6年4月 西日本旅客鉄道株式会社入社 平成29年7月 同社鉄道本部車両部企画課長 令和2年11月 同社近畿統括本部網干総合車両所長 令和4年10月 同社鉄道本部車両部担当部長 令和5年6月 同社鉄道本部車両部長 令和6年6月 同社理事鉄道本部車両部長 現在に至る (重要な兼職の状況) 西日本旅客鉄道株式会社理事鉄道本部車両部長	0株
13	いとう ひろあき 伊藤 宏明 昭和42年11月15日生	平成3年4月 西日本旅客鉄道株式会社入社 平成25年6月 同社鉄道本部安全推進部安全企画課長 平成28年6月 同社鉄道本部安全推進部次長 平成30年6月 同社近畿統括本部次長 令和4年6月 同社監査部長 令和7年6月 同社理事鉄道本部施設部長、鉄道本部構造技術室長、当社取締役 現在に至る (重要な兼職の状況) 西日本旅客鉄道株式会社理事鉄道本部施設部長、鉄道本部構造技術室長	0株
※ 14	ふじわら よしのぶ 藤原 慶信 昭和48年2月11日生	平成9年4月 西日本旅客鉄道株式会社入社 令和3年6月 同社総合企画本部課長 令和4年6月 同社地域まちづくり本部交通まちづくり戦略部課長 令和6年6月 同社地域まちづくり本部課長 令和7年6月 同社建設工事部次長 現在に至る (重要な兼職の状況) 西日本旅客鉄道株式会社建設工事部次長	0株

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
※ 15	ふじい だいぞう 藤井 大三 昭和46年5月13日生	平成8年4月 西日本旅客鉄道株式会社入社 平成27年6月 近畿統括本部施設課担当課長 平成30年6月 同社金沢支社施設課担当課長 令和2年11月 同社鉄道本部施設部土木課担当課長 令和6年6月 同社山陽新幹線統括本部施設部土木課長 令和8年6月 同社山陽新幹線統括本部施設部長、鉄道本部新幹線本部新幹線施設部長 現在に至る (重要な兼職の状況) 西日本旅客鉄道株式会社山陽新幹線統括本部施設部長、鉄道本部新幹線本部新幹線施設部長	0株

- (注) 1. ※は新任候補者であります。
2. 取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
3. 仲雅彦氏は、略歴に記載のとおり、金融機関において長年にわたり企業金融全般に携わり、豊富な経験と高い見識を有しております。これらの経験および見識を活かし、客観的な立場から当社経営に対する適切な監督・助言をいただいております。引き続き、当社経営に対する監督・助言機能を担っていただくことが適切であると判断し、社外取締役候補者とするものであります。
4. 江副哲氏は略歴に記載のとおり、建設業界に精通した弁護士として豊富な経験・知識に加え、弁護士法人の代表社員として高い見識を有しております。これらの経験および見識を活かし、客観的な立場から当社経営に対する適切な監督・助言をいただいております。引き続き、当社経営に対する監督・助言機能を担っていただくことが適切であると判断し、社外取締役候補者とするものであります。
5. 仲雅彦氏の当社社外取締役就任期間は、本定時株主総会終結の時をもって1年であります。
6. 江副哲氏の当社社外取締役就任期間は、本定時株主総会終結の時をもって1年であります。
7. 半田真一氏は、令和8年6月18日付で、株式会社ジェイアール西日本ビルト取締役を退任予定であります。
8. 春名幸一氏は、令和8年6月18日付で、株式会社ジェイアール西日本ビルト取締役に就任予定であり、就任された場合は重要な兼職事項に該当します。
7. 仲雅彦氏は、令和8年6月30日付で、株式会社京都総研コンサルティング顧問を退任予定であります。
8. 関谷賢二氏は、令和8年6月18日付で、西日本旅客鉄道株式会社理事鉄道本部副本部長、鉄道本部イノベーション本部長に就任予定であり、就任された場合は重要な兼職事項に該当します。
9. 藤原慶信氏は、令和8年6月18日付で、西日本旅客鉄道株式会社技術理事建設工事部長に就任予定であり、就任された場合は重要な兼職事項に該当します。
10. 当社は仲雅彦、江副哲、伊藤宏明の各氏との間で、会社法第427条第1項に規定する同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する最低責任限度額としております。各氏の再任が承認可決された場合には、当社は当該契約を継続する予定であります。また関谷賢二、藤原慶信、藤井大三の各氏の選任が承認可決された場合には、当社は各氏との間で同様の契約を締結する予定であります。
11. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、令和8年度中に更新する予定です。当該保険契約により、被保険者が業務につき行った行為に起因して株主代表訴訟および第三者訴訟による損害賠償請求がなされた場合において、被保険者が負担することとなる損害賠償金および争訟費用を填補することとしております。各候補者が取締役になされた場合は当該保険契約の被保険者に含まれます。

第4号議案 取締役および監査役の報酬制度改定の件

当社取締役の報酬額は、平成8年5月23日開催の第54期定時株主総会において、月額25百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まず）、また、監査役の報酬額は月額5百万円以内としてご承認いただき、現在に至っております。

この報酬制度につきまして、取締役の報酬額を月額による定めから年額による定めへ改め、年額300百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まず）とすることにつき、ご承認をお願いするものであります。

また、監査役の報酬額につきましても、取締役の報酬制度改定に合わせ、月額による定めから年額による定めへ改め、年額60百万円以内とすることにつき、ご承認をお願いするものであります。

なお、年額報酬総額の上限は、従前ご承認いただいていた月額報酬上限額を年換算した額と同額であり、実質的な報酬総額の上限に変更はございません。

本議案が承認可決された場合、各取締役および各監査役に対する具体的な報酬額は、ご承認いただいた年額報酬総額の範囲内において、支給時期、支給方法その他必要な事項等とあわせて、取締役報酬は取締役会に、監査役報酬は監査役の協議にご一任いただきたく存じます。

上記改定理由といたしましては、当社業績のさらなる向上を図るため、取締役報酬制度を見直し、新たに業績評価報酬を導入するためです。

業績評価報酬は、あらかじめ定めた業績指標の達成状況に応じて支給することを基本方針といたします。

取締役の員数は、第3号議案が原案どおり承認可決されますと15名（うち社外取締役2名）となります。また、監査役の員数は、4名（うち社外監査役2名）であります。

【ご参考】取締役の個人別報酬の内容に係る決定方針の概要は以下の通りです。

- ・ 当社の取締役の報酬については、固定報酬である「基本報酬」と業績向上インセンティブとしての「業績評価報酬」により構成するものとします。
- ・ 基本報酬の額については、役職に応じた報酬額を設定します。
- ・ 業績評価報酬の額については前事業年度の期首に掲げた各業績指標の目標達成状況に応じて支給することとします。
- ・ 基本報酬と業績評価報酬の構成割合は、全ての業績指標が前事業年度の期首に掲げた目標に達した時に基本報酬70%、業績評価報酬30%となることを目安とします。
- ・ 取締役報酬の具体的な支給額、支給時期、支給方法その他必要な事項等については、上記方針を踏まえた上で取締役会決議により決定します。

以 上

事業報告

（令和7年4月1日から
令和8年3月31日まで）

1. 企業の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

当事業年度における我が国経済は、内需の増加を背景に緩やかな回復基調が継続しました。一方で、食料品をはじめとした物価上昇による個人消費への影響が懸念されるほか、アメリカの通商政策や中東情勢の緊迫化など外部環境の不確実性が高まる中、先行きについては不透明な状況で推移しました。

建設業界におきましては、公共投資は底堅く推移し、民間設備投資は堅調な企業収益を背景に持ち直しの動きが見られました。一方で、資材費および労務費は引き続き上昇基調で推移し、建設コスト上昇が収益面で影響を及ぼす状況でありました。

当社におきましては、「中期経営計画2025」の最終年度を迎え、「安全力」「品質力」「受注・営業力」「施工・技術力」「働きがい」の各重点目標達成に向け、安全で高品質な施工の追求に加え、受注の拡大、DX推進、労働環境改善の推進など将来の持続的な成長に向けた基盤づくりに取り組みました。

特に「安全力」につきましては、計画の実効性の向上やルール遵守の実践に向けて、安全管理規程に基づくPDCAを推進するとともに、当日の作業内容・環境等に見合った危険ポイントの深掘りによるKYTの質的向上やチーム内で何でも言える雰囲気づくりを進め、気づきの共有に取組みました。

これらの取組みの結果、目標としてきた完工高1,000億円を安定して目指せる施工体制を構築することができました。

当社の業績につきましては、受注高は、土木工事が725億5千9百万円、建築工事が591億7千3百万円、兼業事業が1億2千9百万円、合計1,318億6千2百万円（前期比12.4%増）となりました。

売上高は、土木工事が612億9千2百万円、建築工事が407億5千1百万円、兼業事業が1億2千9百万円、合計1,021億7千2百万円（前期比3.8%増）となりました。

利益につきましては、当期純利益は32億6千6百万円となりました。

当期における部門別の受注高・売上高・繰越高は、次のとおりであります。

当期の受注高・売上高・繰越高(単位：百万円)

区 分		前期繰越高	当期受注高	当期売上高	次期繰越高
建設事業	土 木	70,216	72,559	61,292	81,483
	建 築	72,004	59,173	40,751	90,426
	計	142,221	131,733	102,043	171,910
兼業事業		—	129	129	—
合 計		142,221	131,862	102,172	171,910

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(2) 設備投資の状況

当事業年度に実施いたしました設備投資の総額は、1,775百万円であります。

このうち主なものは、保守用車等の購入および事務所建物の建替などであります。

(3) 資金調達の状況

当事業年度の所要資金は、自己資金により賄い、増資などによる資金調達はありません。

(4) 財産および損益の状況の推移

区 分	第82期	第83期	第84期	当 期
受 注 高 (百万円)	93,026	125,820	117,297	131,862
売 上 高 (百万円)	96,836	101,117	98,374	102,172
当 期 純 利 益 (百万円)	3,275	2,848	2,423	3,266
1株当たり当期純利益(円)	348.38	303.02	257.79	347.41
総 資 産 (百万円)	101,976	93,520	97,705	105,732
純 資 産 (百万円)	67,175	70,805	73,462	77,816

(注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 当期の営業成績につきましては、前記「(1)事業の経過および成果」に記載のとおりであります。

(5) 対処すべき課題

建設業界におきましては公共投資が底堅く推移し、民間設備投資も緩やかに持ち直しているものの、資材の高騰や社会インフラの老朽化、担い手不足への対応など業界全体を取り巻く環境は依然として厳しい状況が継続するものと予想されます。

当社はこのような状況を経営課題として認識し、10年先を見据えた5か年計画「中期経営計画2030」を策定しました。「安全・品質」「人材・働きがい」「営業・受注」「技術・施工」「サステナ経営」の5つの重点戦略を定め、安全で高品質な施工の追求に加え、エンゲージメント向上、新たなマーケットの獲得、担い手の確保および生産性向上、サプライチェーンの強化などの課題解決に取組み、これまで積み重ねてきた信頼の一つひとつを「大鉄ブランド」へ結びつけ、持続的に成長する会社を目指してまいります。

今後も、お客様や社会から安心・信頼される社会基盤の維持・創造に貢献する会社として、着実に歩みを進めてまいりますので、株主の皆様におかれましては、引き続き一層のご理解とご支援を賜りますよう、お願い申し上げます。

(6) 親会社および重要な子会社の状況

①親会社の状況

当社の親会社は西日本旅客鉄道株式会社であり、同社は当社の株式を4,816,962株（持株比率51.24%）保有しております。

なお、当社と同社は、工事の請負取引等の関係があります。

②親会社との取引について

1) 当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項

当社は、親会社との取引に当たり、取引条件が第三者との通常の取引と相違しないこと等を基本とし、合理的な判断に基づき、公正かつ適正に決定しております。

2) 当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断およびその理由

当社は、親会社との取引についても、取締役会において議論を経て決定した内部統制システムに基づく社内規程に従って取引実施の可否を決定しており、取締役会は、当社の利益を害することはないと判断しております。

③重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社ジェイアール西日本ビルト	70百万円	84.0%	建築工事の施工等

(7) 主要な事業内容

建設業法により特定建設業者（（特一6）第2760号）として国土交通大臣の許可を受け、軌道、土木、建築工事ならびにこれらに関連する事業を行っております。

また、宅地建物取引業法により宅地建物取引業者（大阪府知事（10）第28832号）として免許を受け、不動産に関する事業を行っております。

(8) 主要な営業所

本 社（大阪市）

土 木 支 店（大阪市）

大 阪 支 店（大阪市）

神 戸 支 店（神戸市）

名 古 屋 支 店（名古屋市）

四 国 支 店（高松市）

建 築 支 店（大阪市）

京 都 支 店（京都市）

福 知 山 支 店（福知山市）

北 陸 支 店（金沢市）

(9) 主要な借入先

該当ありません。

(10) 使用人の状況

使 用 人 数	1,315名
---------	--------

（注）社員、出向および嘱託の人数を表示しております。

(11) その他会社の現況に関する重要な事項

当社は令和8年5月19日、北海道新幹線の延伸工事に関し独占禁止法違反の疑いがあるとして、公正取引委員会の立入検査を受けました。

当社は公正取引委員会による調査に対して、協力してまいります。

株主の皆様には、多大なるご心配とご迷惑をおかけしておりますことを深くお詫び申し上げます。

2. 役員に関する事項（令和8年3月31日現在）

(1) 地位、氏名、担当等

会社における地位	氏名	担当および重要な兼職状況
代表取締役社長	半田真一	株式会社ジェイアール西日本ビルト 取締役
取締役	仲雅彦	株式会社京都総研コンサルティング 顧問
取締役	江副哲	弁護士法人One Asia 社員弁護士（One Asia法律事務所大阪オフィス 代表弁護士）
取締役	瀬川律文	安全・企画推進本部長
取締役	村田一郎	土木本部長
取締役	藤田昌也	建築本部長
取締役	井手寅三郎	線路本部長
取締役	堀川誠二	営業統括本部長
取締役	橋原正年	コーポレート統括本部長、監査室担当
取締役	漆原健	西日本旅客鉄道株式会社 取締役兼常務執行役員鉄道本部副本部長、鉄道本部安全推進部長、鉄道本部安全研究所長
取締役	伊藤宏明	西日本旅客鉄道株式会社 理事鉄道本部施設部長、鉄道本部構造技術室長
取締役	松尾優	西日本旅客鉄道株式会社 技術理事建設工事部長
取締役	荒木弘祐	西日本旅客鉄道株式会社 鉄道本部新幹線本部新幹線施設部長
常勤監査役	大川重弘	
常勤監査役	藤根敬司	
監査役	大野秀敏	株式会社JR西日本コミュニケーションズ 常勤監査役
監査役	千代隆	

- (注) 1. 取締役 仲雅彦、江副哲の両氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役 大野秀敏、千代隆の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 取締役 荻野浩平、川井正、二ノ宮正樹、西井学、城田和正の5氏は、令和7年6月26日開催の第84期定時株主総会終結の時をもって辞任により退任いたしました。
4. 監査役 野中雅志、早川泰正の両氏は、令和7年6月26日開催の第84期定時株主総会終結の時をもって辞任により退任いたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項および当社定款の規定に基づき、各非業務執行取締役および各監査役との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役、監査役、執行役員および重要な使用人であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により保険期間中に被保険者に対して提起された損害賠償請求にかかる訴訟費用および損害賠償金等が填補されることとなります。なお、当該保険契約では、法令違反の行為であると認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

(4) 報酬等の総額

当事業年度に係る役員の報酬は、取締役18名に対し153百万円、監査役6名に対し28百万円、合計24名に対し181百万円であります。このうち社外取締役への報酬は2名に対し9百万円、社外監査役への報酬は3名に対し6百万円であります。

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 上記には、令和7年6月26日開催の第84期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役5名、監査役2名（うち社外監査役1名）を含んでおります。
3. 社外役員が当社親会社または当該親会社の子会社から受けた役員としての報酬等の総額は12百万円であります。

(5) 役員の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社取締役の金銭報酬の額は、平成8年5月23日開催の第54期定時株主総会において、取締役報酬額は月額25百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）、監査役報酬額は月額5百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点での取締役の員数は21名、監査役の員数は4名であります。

(6) 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当事業年度においては、令和7年6月26日開催の取締役会にて代表取締役社長半田真一氏に取締役の個人別の報酬額の具体的内容の決定を委任する旨の決議をしております。その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額を一任することであり、これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行うには代表取締役社長が最も適しているからであります。

(7) 社外役員の主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
社外取締役	仲 雅彦	就任後に開催された取締役会に10回中10回出席し、適宜適切に発言を行っております。
社外取締役	江副 哲	就任後に開催された取締役会に10回中10回出席し、適宜適切に発言を行っております。
社外監査役	大野 秀敏	就任後に開催された取締役会に10回中10回、監査役会に5回中5回出席し、適宜適切に発言を行っております。
社外監査役	千代 隆	当該事業年度に開催された取締役会に12回中12回、監査役会に7回中7回出席し、適宜適切に発言を行っております。

3. 株式に関する事項

(1) 株式の状況

①発行可能株式総数	40,000,000株
②発行済株式総数	13,040,000株
	(自己株式3,638,474株を含む)
③株主数	878名

(2) 大株主の状況

株主名	持株数	持株比率
西日本旅客鉄道株式会社	4,816,962株	51.24%
株式会社広成開発	1,073,911株	11.42%
大鉄工業社員持株会	978,526株	10.41%
東鉄工業株式会社	85,000株	0.90%
名工建設株式会社	77,000株	0.82%
株式会社村田組	55,000株	0.59%
植田商事株式会社	44,640株	0.47%
若山公作	44,302株	0.47%
株式会社マツイコーポレーション	37,000株	0.39%
山崎友裕	35,500株	0.38%

(注) 持株比率は、自己株式(3,638,474株)を控除して計算しております。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 25百万円

②会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由

当社監査役会は、社内関係部署および会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、前事業年度における職務執行状況や報酬見積の算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項および第2項の同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会社法第340条第1項各号に掲げる事項に該当すると認められる場合は、監査役会により解任いたします。また、会計監査人の職務を適切に遂行することが困難と認められる場合は、監査役会の決定に基づき、解任または不再任について株主総会の議案として提出いたしません。

5. 業務の適正を確保するために必要な体制

取締役の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための体制、その他業務の適正を確保するために必要な体制の整備に係る事項は以下のとおりであります。

(1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ①取締役会を社外役員出席のもと原則として毎月1回開催し、経営上重要な事項について審議するほか、業務執行状況に関して、適時適切に報告する。
- ②SR（安全革新）委員会、品質・環境委員会を原則毎月1回開催する。また企業倫理・リスク管理委員会、賞罰委員会を適宜開催する。
- ③コンプライアンスを推進するため、企業倫理・リスク管理委員会規程に基づき、企業倫理責任者、企業倫理推進者を定めるとともに、「当社（社員）の主たる遵守事項」を社員等に周知徹底し、企業倫理の確立に努める。

- ④コンプライアンスに関する社員等からの通報相談に対し、ハラスメント相談窓口および内部通報相談窓口を設置するとともに、通報相談者の保護に関して社内規程の整備等により適正に取り扱う。
- ⑤財務諸表等の作成に係る内部統制システムについて、継続的に有効性を確認し、適正に運用する。
- ⑥内部監査部門である監査室により、法令・社内規程の遵守の観点から、会社業務全般にわたる内部監査を実施する。
- ⑦反社会的勢力に対しては、担当部署等の設置および対応マニュアルの整備を行うとともに、外部の専門機関と緊密な連携を図るなど、毅然とした態度で臨み、関係を排除する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ①取締役の職務の執行に係る情報については、法令、取締役会規則、文書取扱規程および情報セキュリティ規程等に従い、各担当部門において適切に保存および管理し、取締役および監査役が随時閲覧できる。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①安全理念、品質方針、環境方針を定め、安全管理規程、品質・環境マニュアルを整備している。また、その具体的取組みは、年度経営計画、年度安全衛生管理計画に織り込む。
なお、品質・環境に関するISOの認証については、第三者機関の定期的な審査を受けて有効性の確認を得る。
- ②安全、品質・環境、コンプライアンス等に係る事故・事象の情報を日々共有するとともに、社長以下が出席する会議を適宜開催し対応を検討する。
- ③現場実態を把握し業務推進を図るとともに、事故等不測の事態に備え、緊急連絡体制および事故等異常時対処要領等を整備し、迅速に対応する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①取締役は取締役会規則、職務権限規程等の社内規程に基づき、定められた担務および意思決定ルールにより職務を効率的に執行する。
- ②経営会議を、原則として毎月2回開催し、重要な業務の執行について審議・決定する。
- ③中期経営計画および年度経営計画を策定し、その進捗状況および結果については、取締役等が確認する。

(5) 当該株式会社ならびにその親会社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社の役員等が、子会社の取締役等に就任し、グループ経営の適正確保に努める。
- ② 当社が定める関係会社運営規則に基づき、事業計画等、期末決算およびこれに付随する事項等については事前に報告を受けるほか、定期的にヒアリングを実施する。
- ③ 当社および子会社に企業倫理・リスク管理委員会等を設置することによりグループ全体としての適正なリスク管理に努める。
- ④ 子会社における企業倫理への取組状況を定期的に当社に報告を受ける。
- ⑤ J R 西日本グループ会社として、財務報告に係る内部統制の評価についても、連結子会社であることから、グループ会社として取組みを推進する。
- ⑥ 取締役の職務執行状況について、親会社へ適宜報告する。

(6) 監査役職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性、および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 監査役職務補助のための使用人を監査室に配置し、使用人は、業務補助を行う場合には、監査役の指揮命令により、各部門から独立した立場で職務を遂行する。
- ② 使用人の人事については、監査役の意見を尊重したうえで決定する。

(7) 監査役へ報告する体制

- ① 取締役、執行役員および使用人ならびに子会社の取締役、監査役および使用人は、重大な事故または不祥事、法令・定款に違反する行為、当社およびグループ会社に著しい損害を及ぼす恐れがある事象は速やかに報告する。
- ② 内部監査の実施状況その他監査役から要求のある事項については随時報告する。

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ①監査役は、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、主要会議に出席するとともに、決裁書類等を閲覧することができる。
- ②監査計画に基づき、現地に出向いての往査等について、監査役の業務補助のための使用人が調整、連係を行う。
- ③監査役が必要に応じ会計監査人・弁護士等の外部の専門家に相談することを含め、その職務執行によって生じる費用は当社が負担する。

(9) 業務の適正を確保するために必要な体制の運用状況の概要について

当社は業務の適正を確保するために必要な体制に基づき、取締役会をはじめとする会議等において、継続的に経営上のリスクを把握し対応策を検討しており、必要に応じて社内規程および業務の見直しを行うことで、整備した体制の実効性を向上させております。

企業集団においては、子会社から通期決算、事業計画および事業内容等について定期的に報告を受けるとともに、当社から役員を派遣するなどグループ経営の適正を確保しております。

また、監査役は、監査役監査や社内の重要な会議に出席し、業務執行の内容に関するリスクを監視できる体制としております。さらに、J R西日本グループ会社として、財務報告に係る内部統制の評価についても取組みを推進するほか、監査室による内部監査を定期的を実施して法令、定款および社内規程等に則り、適切に業務遂行がなされていることの検証を行っております。なお、当社がかねてより監査役を補助すべき使用人を設置し監査業務補助を行っております。併せて、従前より設置している内部通報相談窓口に加え、通報者の不利な取扱いを禁止する規程を整備することで企業集団としてのリスク情報の把握に努めております。

貸借対照表

（令和8年3月31日現在）

（単位：千円）

資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	86,692,447	流動負債	26,811,127
現金預手	384,567	工未事	18,016,115
受取手形	8,367	事一	13,249
電子記録債権	20,306	未払	1,082,475
完成工事未収入金	68,133,683	未払費用	715,698
完成工事貸支出金	7,804,597	未払法人税等	1,373,501
短期貸付	9,570,222	未払消費税	219,431
立替	621,743	未払事業所	26,777
その他流動資産	493,859	未成工事受入	3,071,169
倒引当金	△344,901	未完工事補償引当	202,809
固定資産	19,039,641	完工工事損失引当	39,044
有形固定資産	9,956,112	工事賞与引当	542,917
建物・構築物	3,899,725	工事仮受	1,422,958
機械・運搬具	457,429	固定負債	84,979
器具・備品	368,842	繰上負債	29,483
土地	4,329,408	延税負債	804,828
建物	38,847	繰上除他固定負債	116,451
建設仮勘定	861,858	繰上その他固定負債	153,854
無形固定資産	212,703	負債合計	27,915,745
その他無形固定資産	212,703	純資産の部	
投資その他の資産	8,870,825	株主資本	74,268,008
投資有価証券	6,831,813	資本剰余金	1,232,000
関係会社株	1,464,410	資本剰余金	1,039,657
出資	93,697	資本準備金	680,000
長期前払費用	20,046	その他資本剰余金	359,657
長期前払投資	295,956	利益剰余金	74,069,187
その他の倒引当金	179,192	利益剰余金	257,000
	△14,289	その他利益剰余金	73,812,187
		配当平均積立	157,000
		建物圧縮積立	13,226
		土地圧縮積立	113,128
		別途積立	64,427,370
		繰越利益剰余金	9,101,462
		自己株式	△2,072,836
		評価・換算差額等	3,548,335
		その他有価証券評価差額金	3,548,335
資産合計	105,732,089	純資産合計	77,816,343
		負債及び純資産合計	105,732,089

（注）記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高	102,043,265	
売上高	129,033	102,172,298
売上原価	92,466,222	
売上原価	129,802	92,596,025
売上総利益	9,577,043	
売上総利益	769	9,576,273
販売費及び一般管理費		5,633,742
営業利益		3,942,531
営業外収益	303,778	
受取利息配当金	129,995	
受取引当戻入額	28	
貸倒業務受託収入	112,570	
その他営業外収益	85,877	632,249
営業外費用	10,695	
支払利息	102,637	
業務受託費用	27,374	140,707
その他営業外費用		4,434,072
特別利益	5,915	
固定資産売却益	72,970	78,885
特別損失	15,539	
固定資産売却損	25,205	
固定資産除却費	27,343	68,088
税引前当期純利益		4,444,869
法人税、住民税及び事業税	1,430,000	
法人税等調整額	△251,294	1,178,705
当期純利益		3,266,164

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（令和7年4月1日から令和8年3月31日まで）

（単位：千円）

	株 主 資 本							
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 準 備 金	利 益 剰 余 金		
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計		配 当 平 均 積 立 金	建 物 圧 縮 積 立 金	土 地 圧 縮 積 立 金
当期首残高	1,232,000	680,000	359,657	1,039,657	257,000	157,000	14,031	113,128
当期変動額								
剰余金の配当								
当期純利益								
建物圧縮積立金の取崩							△804	
社屋増築積立金の取崩								
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）								
当期変動額合計							△804	
当期末残高	1,232,000	680,000	359,657	1,039,657	257,000	157,000	13,226	113,128

	株 主 資 本						評 価 ・ 換 算 差 額 等	純資産合計
	利 益 剰 余 金				自 己 株 式	株 主 資 本 合 計		
	そ の 他 利 益 剰 余 金			利 益 剰 余 金 合 計				
社 屋 増 築 積 立 金	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金			そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金			
当期首残高	250,000	64,427,370	5,640,902	70,859,432	△2,072,836	71,058,253	2,404,091	73,462,345
当期変動額								
剰余金の配当			△56,409	△56,409		△56,409		△56,409
当期純利益			3,266,164	3,266,164		3,266,164		3,266,164
建物圧縮積立金の取崩			804					
社屋増築積立金の取崩	△250,000		250,000					
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）							1,144,243	1,144,243
当期変動額合計	△250,000		3,460,559	3,209,754		3,209,754	1,144,243	4,353,998
当期末残高		64,427,370	9,101,462	74,069,187	△2,072,836	74,268,008	3,548,335	77,816,343

（注）記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

令和8年5月20日

大鉄工業株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 山本 寛喜
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、大鉄工業株式会社の令和7年4月1日から令和8年3月31日までの第85期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査報告書

当監査役会は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの第85期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人、親会社の監査等委員その他の者と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

四 事業報告に記載されている親会社との取引について、当該取引に当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和8年5月21日

大鉄工業株式会社 監査役会

常勤監査役 大川重弘 ㊞

常勤監査役 藤根敬司 ㊞

社外監査役 大野秀敏 ㊞

社外監査役 千代隆 ㊞

以上

株主メモ

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	毎年6月
期末配当金	毎年3月31日現在の株主名簿に記載または記録された株主に対してお支払いいたします。
基準日	毎年3月31日 その他必要があるときは、あらかじめ公告して定めた日
株主名簿管理人	三井住友信託銀行株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
同事務取扱場所	三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 大阪府中央区北浜四丁目5番33号
同取次所	三井住友信託銀行株式会社 全国本支店
郵便物送付先 電話お問合せ先	東京都杉並区和泉二丁目8番4号（〒168-0063） 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 （電話ご照会先） 0120-782-031（フリーダイヤル） 受付時間 9:00～17:00（土日休日を除く）
公告掲載紙	官報 貸借対照表および損益計算書に関する情報は https://www.daitetsu.co.jp/ にて提供いたします。

株主総会会場ご案内略図

会場 大阪市淀川区西中島三丁目9番15号
当社 2階会議室
電話 (06) 6195-6101 (代表)



交通案内

J R : 「新大阪」駅下車徒歩約8分
地下鉄 : 「西中島南方」駅下車徒歩約3分
阪急電鉄 : 「南方」駅下車徒歩約5分

※駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。